

## 江戸川区景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観計画(以下「景観計画」という。)の策定に当たり、幅広い観点からの検討を行い、本区の良い景観の形成に資する景観計画を策定するため、江戸川区景観計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本区における景観の現状を把握し、景観形成の目標、方針等景観計画案の内容について検討し、その結果を区長に報告する。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 4名以内
- (2) 関係団体代表者 3名以内
- (3) 区民 3名程度
- (4) 区職員 2名

2 前項第3号の委員は、公募によるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、景観計画の案の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 会議の運営について必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って定める。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が特に支障があると認めるときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第8条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)の定員は、10人以内とする。

2 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 前号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

3 傍聴人が前項各号の規定に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(議事録)

第9条 委員長は次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 会議の開催年月日
- (2) 出席した委員、参考人の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) その他会議の経過に関する事項

(庶務)

第10条 委員会の庶務は都市開発部都市計画課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。